

労働者派遣事業に関わる情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づく情報提供

対象期間：2023年10月1日～2024年9月30日

事業所の名称	株式会社三重ワークサービス 厚生労働大臣許可（派）24-300278
事業所の所在地	三重県伊賀市小田町1949番地1
事業所の連絡先	Tel 0595-21-8037 Fax 0595-21-8027

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数（2024年6月1日現在）	22人
雇用安定措置を講じた人数（2024年度 実数）	6人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数

派遣先事業所数（2024年度 実数）	10件
--------------------	-----

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

① 労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間あたりの額）（2024年度 全業務平均）	18,238円
② 派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間あたりの額）（2024年度 全業務平均）	12,691円
③ マージン率 $(①-②) \div ① \times 100$ 小数点1位未満四捨五入	30.4%

*マージン率には、下記事項が含まれます。

- 。社会保険料（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害補償保険）
- 。福利厚生費（年次有給休暇、定期健康診断等）
- 。教育訓練費（資格取得費用、講習受講費、キャリアアップに資する教育訓練費 等）
- 。会社運営費
- 。営業利益

4. キャリア形成支援制度に関する事項

【キャリアアップに資する教育訓練計画】

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施時期	実施時間	実施主体	訓練費負担	賃金支給
入職時基礎的訓練（教材+チェックリスト） （ビジネスマナー・個人情報の基礎知識）	初めて派遣する労働者	OFF-JT	1年目 （雇入時）	0.5H	派遣元事業主	無	有
職能別訓練（教材+確認テスト） 製造系新人育成（5S、報連相、モノの取り扱い）	派遣労働者	OFF-JT	1年目	8H	派遣元事業主	無	有
職能別訓練（教材+確認テスト） 製造系担当社員育成（現場作業の基本、標準作業と改善）	派遣労働者	OFF-JT	2年目	8H	派遣元事業主	無	有
職能別訓練（教材+確認テスト） 製造系中堅社員育成（品質改善、品質管理、問題解決【QC手法】）	派遣労働者	OFF-JT	3年目	8H	派遣元事業主	無	有
階層別訓練（教材+確認テスト） 製造系リーダー育成（生産現場リーダーの実務【管理、人材育成】）	派遣労働者	OFF-JT	4年目 以降	4H	派遣元事業主	無	有

【キャリア・コンサルティング】

キャリアに関する相談窓口	派遣労働者の所属する派遣先を担当する者（人事労務経験3年以上）
電話番号	各担当者の所持する携帯電話番号 代表電話番号 0595-21-8037
対象者	弊社と派遣労働契約を締結した全ての派遣労働者の内、希望する者

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	弊社と派遣労働契約を締結し、派遣就業する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日

6. その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項

福利厚生等	各種保険への加入（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働災害補償保険） 年次有給休暇 産前産後休暇、育児・介護休業 定期健康診断
各種サポート	キャリア・コンサルティング（キャリアに関する相談窓口の設置） 教育訓練（入職時基礎的訓練、職能別訓練、階層別訓練、その他教育訓練【資格取得支援】） 雇用安定措置に係る派遣労働者の希望の聴取

7. 労働者派遣法第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16

インターネットの利用による情報提供	弊社ホームページ【 http://wwwmie-work.co.jp/ 】
-------------------	---